

所得税法第56条の廃止を求める意見書

農業者および中小業者（以下、自営業者）は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細自営業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費に認められていません。

事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除しかなく、社会的にも経済的にも全く自立できないことから、他の職業を求め、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では、青色申告にすれば、賃金を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色や白色など申告の仕方で働き分を認めたり、認めなかったりする制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めています。

所得税法第56条は、戦前の家族制度・世帯単位課税制度の名残であり、現在の憲法と矛盾するものと思われます。現在、家族関係が、家族を中心とする考え方から個人を重視する考え方へと変化している中で、一人一人の働き分を正當に評価するのは、人権上からしても当然であります。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月9日

茨城県つくばみらい市議会

（提出先）

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

法務大臣